

違反データベース・判例事例索引

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
民事事件判例	損害賠償請求事件	平成15年5月20日	神戸地方裁判所	従業員の過失及び消火設備の不備等土地工作物の設置・保存に瑕疵があるとされた事例	テレホンクラブの店舗内において放火事件が発生し同店内にいた原告の被相続人が火災によって発生した煙を吸引したことによる一酸化炭素中毒によって死亡したのは、被告の安全配慮義務違反ないし不法行為、被告が使用していた従業員の過失及び消火設備の不備等の土地工作物の設置・保存に瑕疵があったことに基づくものであるとして損害賠償請求をした。 その結果、通常要求される程度の安全性が備わっていれば結果回避ができたとして店舗の設置・保存上の瑕疵があると損害賠償請求が認められた。
		平成15年3月17日	神戸地方裁判所	従業員の過失及び消火設備の不備等土地工作物の設置・保存に瑕疵があるとされた事例	テレホンクラブの店舗内において、火災による一酸化炭素中毒によって死亡した客の両親らが、経営者に対し客に対する安全配慮義務に違反したなどとして、また、所有者に対しては、本件建物に消火設備の不備等土地工作物の設置・保存に瑕疵があったとして、損害賠償請求をした。 その結果、通常要求される程度の安全性が備わっていれば結果回避ができたとして店舗の設置・保存上の瑕疵があると損害賠償請求が認められた。
民事事件判例	建築確認及び消防同意に係る損害賠償請求事件	昭和63年4月28日	新潟地方裁判所	建築確認申請外の既存建築物の法規適合性は建築主事の審査の対象とならない。 建築基準法第93条、消防法第7条による消防長の同意は、国民との直接の関係において権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為でない。 特定行政庁が違反建築物の除去措置等の是正措置命令を出さなかったことが違法でないとしてされた事例	建物の建築確認申請に際して、本件申請建物以外(既存建物)の接道義務違反を理由に申請を不適合とすべきであるにもかかわらず確認をしたこと、消防同意を現地調査せずに行い既存建築物の接道義務違反を認識しなかったこと、特定行政庁の是正措置権限について既存建物について行使しなかったことを違法とし、市を被告として国家賠償法に基づく損害賠償請求をした。 その結果、建築確認の対象は申請に係る建物の計画が建築関係規定に適合するか否かに止まり、消防長の同意は、建築主事に対する行政相互間の行為であり建築主事の確認処分と独立に違法を論ずる意味はない。又是正措置命令は、特定行政庁の裁量に委ねられ、権限不行使に著しい裁量権の濫用があったとは認められないとして棄却した。
民事事件判例	損失補償裁決取消等請求事件【第一審及び第二審判例の抜粋を含む】	昭和58年2月18日	最高裁判所第二小法廷	道路法第70条第1項の定める損失の補償の対象	道路管理者が、地下道を設置したため給油所の地下タンクの所在位置が、技術上の基準に適合しなくなったことにより消防長から消防法令に違反する旨の警告を受けた給油所経営者は、地下タンクを移設した。 移設工事は、地下道の設置工事に起因するとして、国に対し道路法第70条に基づく損失補償の請求をしたが、当事者間の協議が整わなかったので給油所経営者が収用委員会に対し裁決の申請をしたところ、国に損失補償金を支払うべき旨の裁決を下した。 国は、この裁決を不服として裁決の取消を求めたが、第一審、控訴審とも国に補償責任ありとして請求を棄却した。国はこれを不服として上告した。 その結果、上告人が損失補償義務を負うものとした本件補償裁決には法令の解釈、適用を誤った違法があるとして、原判決上告人敗訴部分を破棄し第一審を取消し、損失補償金支払い債務が存在しないと自判した。
民事事件判例	措置命令不作為損害賠償請求事件	昭和55年3月5日	札幌地方裁判所	焼死者火災が発生した木造共同住宅の関係者に消防法第5条の使用禁止命令を発しなかったことの違法性が否定された事件	木造3階建て共同住宅の2階から出火し、2階と3階の合計10室を焼損するとともに男性1名が焼死した火災事故に際し、焼死した男性の両親が市長及び消防機関は建築基準法違反の事実に対し何ら権限を行使しなかったとして損害賠償請求をした。 その結果、市長が違反に対する是正措置を講じなかったことと焼死者とは、相当因果関係が存しないというべきであり、また、消防長が消防法第5条の措置命令をとらなかったことについても裁量を逸脱した違法があるとはいえないとして、請求は棄却された。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
民事事件判例	千葉県野犬咬死事故損害賠償請求事件控訴審	昭和52年11月17日	東京高等裁判所	幼児が野犬による咬創を受けて死亡した事故につき、条例に基づき野犬の捕獲、抑留等の権限を有する知事に右権限を適切に行使しない作為義務違反があったとして国賠法第1条による損害賠償責任が認められた事例	幼児が買い物に行く途中、野犬に襲われ無数の咬創を受け死亡したという事故について、その両親が条例に基づき野犬を捕獲・抑留ないし掃討する権限を有する知事に権限を適切に行使しない作為義務違反があったとして国家賠償法に基づく損害賠償請求をした。 第一審では、加害犬を捕獲、抑留ないし掃討しなかったことは作為義務違反にならないとした。原告は、この判決を不服として控訴した。 その結果、条例に基づき野犬の捕獲、抑留等の権限を有する知事に権限を適切に行使しない作為義務違反があったとして第一審判決を取消し損害賠償責任があると認めた。
民事事件判例	両毛病院焼死事故損害賠償請求事件	昭和50年12月23日	宇都宮地方裁判所	入院患者の放火で発生した精神病院の火災による患者の焼死事故につき病院に管理上の注意義務違反があるとされた事例 県には行政上の権限の不行使につき違法がないとされた事例	精神病院に入院中の患者が脱走を企て、放火したことにより病棟が全焼し、収容されていた入院患者17名が焼死した火災事故に際し、焼死者の遺族が病院の開設者及び病院を指導監督すべき立場にあった県の責任を追及し、損害賠償を請求した事案である。 その結果、開設者に対しては、精神病院の特殊性に応じ高度の注意義務が存していたものであり、これらの注意義務を怠った結果であるとして損害賠償責任があるとされた。県については、毎年実施していた医療監視及び実地指導その他行政指導等の内容から権限を行使しなかったことについて著しく合理性を欠き違法であったとは認められないとして請求を棄却した。
民事事件判例	損害賠償請求事件	昭和47年7月14日	京都地方裁判所	事前相談形式の行政指導と国家賠償法1条にいう「公権力の行使」 風致地区の現状変更許可申請を前提とする事前相談形式の行政指導の違法性がないとされた事例	原告が風致地区にガソリンスタンド建設用地取得のため許可条件等の内容について市計画局風致課の事前相談形式による行政指導を受けた結果ガソリンスタンドを建設することは容易でないと判断して購入を断念した。ところが別企業がその土地を購入し、原告が受けた行政指導の諸条件を満たさないガソリンスタンドを設置し開業したことから、原告に対する行政指導は、故意に建設を断念させる意図のもとに行われた重大な過失に基づく誤った行政指導であるとして原告の蒙った損害について国家賠償法に基づく損害賠償請求をした。 その結果、行政指導が不十分であったとしても、これを不法性の大きな侵害行為であるとはいえず行政指導は違法でないとして損害賠償請求を棄却した。
民事事件判例	損害賠償請求事件【第一審及び第二審判例の抜粋を含む】	昭和47年5月30日	最高裁判所第三小法廷	消防法第29条第3項にいう延焼の防止のために緊急の必要があったと認められた事例	消火の際に破壊された建物の所有者が村に対し、破壊した行為は違法であるとして国家賠償法に基づく損害賠償を、予備的請求として、消防法第29条第3項、第4項に基づく損失補償請求をした。 その結果、第一審では、破壊消防行為は、延焼防止のためやむを得ず実施したもので消防法第29条第2項に基づく正当な行為であるとして、原告の請求を棄却した。控訴審では、破壊消防は、延焼防止のため緊急の必要があるとして実施したものと認められる消防法第29条第3項による適法な行為であるとして第一審判決を取消し、控訴人に損失補償すべき義務があるとした。村は、本判決を不服として上告したものである。 その結果、破壊消防活動は、緊急の必要があったものであることは明らかであり、消防法第29条第3項による適法な行為で、そのために受けた損失の補償を請求できるとして、上告を棄却した。
民事事件判例	損害賠償請求事件	昭和43年2月21日	東京地方裁判所	土地の工作物設置保存の瑕疵から生じた火災と失火ノ責任二関スル法律の適用の有無	原告の関係者が、宿泊中の旅館において発生した火災に際し、逃げ遅れて焼死した火災の原因は、ボイラー施設の設置保存上の瑕疵及び自動火災報知設備等の未設置など建物の安全施設上の瑕疵の競合によるものであるとして所有者に対し損害賠償請求をした。 その結果、工作物から直接に生じた火災による損害については民法第717条により賠償責任を負担するものと解するのが相当であるとして、損害賠償責任を認めた。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
民事事件判例	書類返還損害賠償並びに慰謝料請求事件	昭和34年1月29日	最高裁判所第一小法廷	消防法第7条による消防長の建築許可の同意・同意の拒絶又は同意の取消は行政処分か	工場再築に伴う建築確認申請に際し、消防長が同意をした処分を、事情の変更により取消した処分は違法であるとして、原告が処分の取消し及び同意取消処分の無効確認請求と併せて損害賠償請求をしたものである。 第一審では、同意取消処分は、抗告訴訟の対象となり得るとし取消を求める訴えは、出訴期間を経過した不適法なものであるとして却下、また無効確認請求については明白重大な瑕疵ある処分ではない、損害賠償請求については被告適格がないとして請求はいずれも棄却された。 控訴審においても、建築許可申請をした控訴人は、知事の処分に対し不服の訴えを提起すべきで、同意取消処分の取消を求めること及び無効確認を求める訴えも不適法であって許されないとして、控訴を棄却するとともに無効確認に対する訴えを却下した。原告は、判決を不服として上告したものである。 その結果、消防長の同意は、知事に対する行政機関相互間の行為であって訴訟の対象となる行政処分ということは出来ないとして取消し及び無効確認の訴えは不適法として上告を棄却した。
民事事件判例	損害賠償請求事件【第一審及び第二審判例の抜粋を含む】	昭和32年7月9日	最高裁判所第三小法廷	「失火ノ責任ニ関スル法律」但し書きにいう「重大ナル過失」の意義	賃借人が、火災警報が発せられていた日に、庭先でしていた焚き火の火が強風に煽られ、家屋の草葺き屋根に飛び火し火災となった原因は、賃借人に「重大なる過失があった」として、損害賠償責任を認めた第一審判決を不服として賃借人が控訴したところ、控訴審では、原告の請求の全部を棄却した。原告は、この判決を不服として上告した。 その結果、賃借人のした焚き火の場所の選定及び監視の状況等の諸般の事情から注意義務を怠った過失は認められるが、その程度は重大な過失に達するものではなかったと原告人の主張を棄却した。
民事事件判例	書類返還損害賠償並びに慰謝料請求事件	昭和29年2月26日	福岡高等裁判所	消防長を相手とする消防法第7条の同意の取消の取消を目的とする訴えの適否 建築出願不許可処分の取消しを求める訴えと消防法第7条	工場再築に伴う建築確認申請に際し、消防長が同意をした処分を、事情の変更により取消した処分は違法であるとして、原告が処分の取消し及び同意取消処分の無効確認の請求と併せて損害賠償請求をした。 第一審では、同意取消処分は抗告訴訟の対象となり得るとし取消を求める訴えは、出訴期間を経過した不適法なものであるとして却下、また無効確認請求については明白重大な瑕疵ある処分ではない、損害賠償請求については被告適格がないとして請求はいずれも棄却された。原告は、第一審判決を不服として、控訴した。 この結果、建築許可申請をした控訴人は、知事の処分に対し不服の訴えを提起すべきで、同意取消しの取消しを求めること及び無効確認を求める訴えも不適法であって許されないとして、控訴を棄却するとともに無効確認に対する訴えを却下した。
民事事件判例	書類返還損害賠償並びに慰謝料請求事件	昭和26年2月28日	福岡地方裁判所	消防法第7条による消防長の同意の取消は、取消訴訟の対象となるか 取消を訴求する道なくなった行政処分による損害賠償請求は可能か 損害賠償請求訴訟における行政庁の被告適格	工場再築に伴う建築確認申請に際し、消防長が同意をした処分を、事情の変更により取消した処分は違法であるとして、原告が処分の取消及び同意取消処分の無効確認請求と併せて損害賠償請求をした。 ともに、予備的に同意取消しの無効確認の請求と併せて損害賠償請求をした。 この結果、同意取消処分は、抗告訴訟の対象となり得るとし取消を求める訴えは、出訴期間を経過した不適法なものであるとして却下、また無効確認請求については明白重大な瑕疵ある処分でない、損害賠償請求については被告適格がないとして請求を棄却した。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
刑事事件判例	ホテルニュージャパン火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和62年5月20日	東京地方裁判所	高層ホテル経営者として不可欠な安全確保義務違反があったとして社長に実刑が言い渡された事例	昭和57年2月8日午前3時すぎ頃、東京都千代田区の「ホテルニュージャパン」の9階の客室で、同室宿泊客のタバコの不始末から出火、宿泊客32名が死亡、24名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で、株式会社ホテルニュージャパンの代表取締役と防火管理者の支配人が業務上過失致死傷罪で起訴され、同代表取締役が禁錮3年(実刑)、防火管理者である支配人が禁錮1年6月(執行猶予5年)の判決となった。
	控訴審判決	平成2年8月15日	東京高等裁判所	ホテルを経営する会社の代表取締役に業務上過失致死傷罪が成立するとされた事例	本件は、昭和57年2月8日午前3時すぎ頃、東京都千代田区の「ホテルニュージャパン」の9階の客室で、同室宿泊客のタバコの不始末から出火、宿泊客32名が死亡、24名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の控訴審判決である。 株式会社ホテルニュージャパンの代表取締役は第一審の判決を不服として控訴した結果、棄却の判決となった。
	上告審判決	平成5年11月25日	最高裁判所第二小法廷	ホテルを経営する会社の代表取締役に業務上過失致死傷罪が成立するとされた事例	本件は、昭和57年2月8日午前3時すぎ頃、東京都千代田区の「ホテルニュージャパン」の9階の客室で、同室宿泊客のタバコの不始末から出火、宿泊客32名が死亡、24名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の上告審判決である。 株式会社ホテルニュージャパンの代表取締役は控訴審の判決を不服として上告した結果、棄却の判決となった。
刑事事件判例	長崎屋尼崎店火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	平成5年9月13日	神戸地方裁判所	管理権原者としての店長および防火管理者の総務マネージャーに対し、防火戸の維持管理、避難誘導訓練義務懈怠を認めた事例	平成2年3月18日午後0時30分ごろ、長崎屋尼崎店4階カーテン売場から出火、買物客等15名が焼死、2名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で、店長、防火管理者が業務上過失致死傷罪で起訴され、それぞれ禁錮2年6月(執行猶予3年)の判決となった。
刑事事件判例	ホテル大東館火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	平成5年3月11日	静岡地方裁判所	ホテルの管理権原者及び防火管理者に業務上過失致死傷罪の成立を認めた事例	昭和61年2月11日午前1時47分頃、静岡県賀茂郡のホテル大東館別館山水1階パントリー内北壁付近から出火、宿泊客ら24名が焼死する火災事故となった。 この火災事故で、ホテルの管理権原者と防火管理者が業務上過失致死傷罪で起訴され、ホテルの管理権原者が禁錮2年(実刑)、防火管理者が禁錮1年(執行猶予3年)の判決となった。
刑事事件判例	大洋デパート火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和58年1月31日	熊本地方裁判所	多数の死傷者を出したデパートの火災事故についてデパートの防火管理者、火元責任者及び本社の人事部長の過失責任が否定された事例	昭和48年11月29日午後1時頃、熊本市下通一丁目所在の熊本大洋デパートの本館C号階段の2階から3階への上り口付近から出火し、買物客ら104名が死亡、67名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で、デパートの防火管理者である営業部係員、3階の火元責任者である営業部第三課長、株式会社大洋の取締役人事部長が業務上過失致死傷罪で起訴され、いずれも無罪の判決となった。 なお、代表取締役及び筆頭常務取締役も起訴されたが、第一審判決前に死亡し、公訴が棄却となっている。
	控訴審判決	昭和63年6月28日	福岡高等裁判所	多数の死傷者を出したデパートの火災事故についてデパートの防火管理者火元責任者及び本社の人事部長の過失責任が認められた事例	本件は、昭和48年11月29日午後1時頃、熊本市下通一丁目所在の熊本大洋デパートの本館C号階段の2階から3階への上り口付近から出火、買物客ら104名が死亡、67名の負傷者を出した業務上過失致死傷被告事件の控訴審判決である。 一審判決では全員が無罪とされ、検察官が控訴した結果、大洋デパートの防火管理者が禁錮1年6月(執行猶予3年)、大洋デパートの3階火元責任者が禁錮1年(執行猶予3年)株式会社大洋の取締役人事部長が禁錮2年(執行猶予3年)の判決となった。
	上告審判決	平成3年11月14日	最高裁判所第一小法廷	多数の死傷者を出したデパートの火災事故についてデパートの防火管理者火元責任者及び本社の人事部長の過失責任が否定された事例	本件は、昭和48年11月29日午後1時頃、熊本市下通1丁目所在の熊本大洋デパートの本館C号階段の2階から3階への上り口付近から出火、買物客ら104名が死亡、67名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の上告審判決である。 第一審判決では全員が無罪とされ、検察官が控訴した結果、株式会社大洋の取締役人事部長が禁錮2年(執行猶予3年)、大洋デパートの防火管理者が禁錮1年6月(執行猶予3年)、大洋デパートの3階火元責任者が禁錮1年(執行猶予3年)の判決となった。 3名が控訴審判決を不服として上告した結果、全員が無罪の判決となった。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
刑事事件判例	千日デパートビル火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和59年5月16日	大阪地方裁判所	複合ビルの火災より多数の死傷者が出た業務上過失致死傷被告事件において、ビルの防火管理者、同ビル内のキャバレーの管理権原者及び防火管理者の過失責任が否定された事例	昭和47年5月13日午後10時頃、大阪市南区の「千日デパートビル」の3階売場部分で、夜間工事中に出火、客ら118名が死亡、42名が負傷する火災事故となった。 この火災事故でビルの防火管理者、キャバレーの管理権原者及び防火管理者が業務上過失致死傷罪で起訴され、いずれも無罪の判決となった。
	控訴審判決	昭和62年9月28日	大阪高等裁判所	ビルの防火管理者、キャバレーの管理権原者及び防火管理者の過失責任を否定した原判決を破棄し、いずれもこれを肯定した事例	本件は、昭和47年5月13日午後10時頃、大阪市南区の「千日デパートビル」3階売場部分で、夜間工事中に出火、客ら118名が死亡、42名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の控訴審判決である。 一審では全員無罪とされ、検察官が控訴した結果、ビルの防火管理者が禁錮2年6月(執行猶予3年)、キャバレーの管理権原者が1年6月(執行猶予2年)、キャバレーの防火管理者が1年6月(執行猶予2年)の判決となった。
	上告審判決	平成2年11月29日	最高裁判所第一小法廷	ビルの防火管理者、キャバレーの管理権原者及び防火管理者の過失責任を否定した原判決を破棄し、いずれもこれを肯定した事例	本件は、昭和47年5月13日午後10時頃、大阪市南区の「千日デパートビル」の3階売場部分で、夜間工事中に出火、客ら118名が死亡、42名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の上告審判決である。 一審では全員無罪とされ、検察官が控訴した結果、ビルの防火管理者が禁錮2年6月(執行猶予3年)、キャバレーの管理権原者が1年6月(執行猶予2年)、キャバレーの防火管理者が1年6月(執行猶予2年)の判決となった。 3名はこの判決を不服として上告した結果、いずれも棄却の判決となった。
刑事事件判例	川治プリンスホテル火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和60年5月15日	宇都宮地方裁判所	ホテル火災事故についてホテル会社の経営者の過失責任が認められた事例	昭和55年11月20日午後3時頃、栃木県川治温泉の「川治プリンスホテル」の旧館婦人風呂外壁の壁間に工事作業中の切断機の炎が入って出火、宿泊客ら45名が死亡、21名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で、有限会社川治プリンスホテルの代表取締役、実質上経営管理業務を掌握していた同代表取締役の妻が業務上過失致死傷罪で起訴され代表取締役が禁錮2年6月(執行猶予3年)、同代表取締役の妻が禁錮2年6月(実刑)の判決となった。
	控訴審判決	昭和62年2月12日	東京高等裁判所	ホテル会社の取締役に消防計画・避難誘導訓練の実施及び防火戸・防火区画を設置すべき義務があるとされた事例	本件は、昭和55年11月20日午後3時頃、栃木県川治温泉の「川治プリンスホテル」の旧館婦人風呂外壁の壁間に工事作業中の切断機の炎が入って出火、宿泊客ら45名が死亡、21名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の控訴審判決である。 有限会社川治プリンスホテルの代表取締役の妻は第一審の判決を不服として控訴した結果、棄却の判決となった。
	上告審判決	平成2年11月16日	最高裁判所第一小法廷	ホテルの火災事故においてホテル会社の取締役に業務上過失致死傷罪が成立するとされた事例	本件は、昭和55年11月20日午後3時頃、栃木県川治温泉の「川治プリンスホテル」の旧館婦人風呂外壁の壁間に工事作業中の切断機の炎が入って出火、宿泊客ら45名が死亡、21名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件の上告審判決である。 有限会社川治プリンスホテルの代表取締役の妻は控訴審の判決を不服として上告した結果、棄却の判決となった。
刑事事件判例	業務上失火事件、業務上過失致死事件【第一審及び第二審判例の抜粋を含む】	昭和60年10月21日	最高裁判所第一小法廷	刑法第117条の2の業務の意義、易燃物の管理責任者につき業務上失火罪、業務上過失致死罪が成立するとされた事例	本件は昭和54年5月21日午後2時頃、大阪市阿倍野区の住吉ゴム株式会社本社工場において、アセチレンガス切断器の大量の火花が周囲の可燃物に落下、ウレタンフォームに接触着火して約400㎡を焼損、7名の死者を出した火災事故の上告審判決である。 工事部門の責任者は控訴審の判決を不服として上告した結果、棄却の判決となった。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
刑事事件判例	蔵王観光ホテル火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和60年5月8日	山形地方裁判所	ホテル火災につき、防火管理者であるホテル会社の代表取締役が自動火災報知設備の管理を怠った過失があると認定した事例	昭和58年2月21日午前3時すぎ頃、ホテル本館2階東側男子便所付近から出火、宿泊客や従業員ら11名が死亡、2名が負傷を負う火災事故となった。 この火災事故で、防火管理者であるホテル会社の代表取締役が業務上過失致死傷罪で起訴され、禁錮2年(執行猶予3年)の判決となった。
刑事事件判例	現住建造物等放火被告事件	昭和55年3月25日	大阪高等裁判所	違法な別件逮捕中の自白を資料として発付された勾留状による勾留中の被疑者に対する消防職員の質問調書の証拠能力 消防署長等が当該消防署等に所属する消防職員に質問調書を行わせることと消防法第32条第1項 消防署長等が放火又は失火の罪で逮捕された被疑者に対し検察官送致後に質問調書を行うことと消防法第35条の2第1項	本件は昭和48年3月14日午前2時頃、神戸市兵庫区会下山町において現に人の居住している木造トタン葺平屋建家屋一戸約33平方メートルを焼損させた現住建造物等放火事件の控訴審判決である。 被告人は一審判決を不服として控訴した結果、棄却の判決となった。
	上告審判決	昭和58年7月12日	最高裁判所第三小法廷	違法な別件逮捕中の自白を資料として発付された勾留状による勾留中の被疑者に対する消防職員の質問調書の証拠能力 消防署長等が当該消防署等に所属する消防職員に質問調書を行わせることと消防法第32条第1項 消防署長等が放火又は失火の罪で逮捕された被疑者に対し検察官送致後に質問調書を行うことと消防法第35条の2第1項	本件は昭和48年3月14日午前2時頃、神戸市兵庫区会下山町において現に人の居住している木造トタン葺平屋建家屋一戸約33平方メートルを焼損させた現住建造物等放火事件の上告審判決である。 被告人は控訴審判決を不服として控訴した結果、棄却の判決となった。
刑事事件判例	白石中央病院火災事故第一審判決(業務上過失致死傷事件、業務上過失致死傷事件、消防法違反被告事件)	昭和54年11月28日	札幌地方裁判所	病院の火災により新生児など4名が焼死した火災事故について、ボイラーマン、病院長らの過失が認められた事例	昭和52年2月6日午前7時41分頃、木造旧館1階南側の第一診察室窓下小壁内から出火、重症患者1名、新生児3名が死亡し、2名が負傷する火災事故となった。 この火災事故でボイラーマンが業務上失火罪で、病院長が業務上過失致死傷罪、消防法違反罪で、常務理事が業務上過失致死傷罪で起訴され、ボイラーマンが禁錮1年(実刑)、病院長が禁錮1年(執行猶予2年)及び罰金5万円、常務理事が禁錮1年(執行猶予2年)の判決となった。
	控訴審判決	昭和56年1月22日	札幌高等裁判所	病院火災について、病院長に消防法違反罪のみ有罪とし病院長の業務上過失責任を否定し、第一審判決を破棄した事例	本件は、昭和52年2月6日午前7時41分頃、木造旧館1階南側の第一診察室窓下小壁内から出火、重症患者1名、新生児3名が死亡、2名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件等の控訴審判決である。 一審判決ではボイラーマンが業務上失火罪で禁錮1年(実刑)、病院長が業務上過失致死傷罪、消防法違反罪で禁錮1年(執行猶予2年)及び罰金5万円、常務理事が業務上過失致死傷罪で禁錮1年(執行猶予2年)の判決となった。 3名は、この判決を不服として控訴したが、ボイラーマンは、控訴棄却、病院長は消防法違反罪のみ有罪で罰金1万円、常務理事は、一審差し戻しの判決となった。
	第一審差し戻し後第一審判決	昭和57年12月8日	札幌地方裁判所	入院患者ら6名が死傷した事件について病院の経営管理事務を実質的に掌理する常務理事の過失責任が否定された事例	本件は、昭和52年2月6日午前7時41分頃、木造旧館1階南側の第一診察室窓下小壁内から出火、重症患者1名、新生児3名が死亡、2名の負傷者を出した業務上過失致死傷事件等の第一審差し戻し後第一審判決である。 一審判決ではボイラーマンが業務上失火罪で禁錮1年(実刑)、病院長が業務上過失致死傷罪、消防法違反罪で禁錮1年(執行猶予2年)及び罰金5万円、常務理事が業務上過失致死傷罪で禁錮1年(執行猶予2年)の判決となった。 3名は、この判決を不服とし控訴したが、ボイラーマンは、控訴棄却(上告せず刑が確定)、病院長は消防法違反罪のみ有罪で罰金1万円(上告せず刑が確定)、常務理事については、一審差し戻しの判決となった。 一審差し戻し後の第一審において、常務理事は無罪の判決となった。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
刑事事件判例	パブスナック「エルアドロ」火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和56年11月19日	新潟地方裁判所	雑居ビル内飲食店の経営者及び店長に防火・防災対策の義務懈怠を認めた事例	昭和53年3月10日午前0時9分頃、新潟県新潟市古町の今町会館2階パブスナック「エルアドロ」の2階出入口通路付近から出火、客ら11名が死亡、3名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で、パブスナック「エルアドロ」の経営者、店長が業務上過失致死傷罪で起訴され、それぞれ禁錮1年6月(執行猶予3年)の判決となった。
刑事事件判例	有馬温泉池の坊満月城火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和53年12月25日	神戸地方裁判所	旅館の火災事故につき旅館の社長に対し事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務が認められた事例	昭和43年11月2日午前2時30分頃、旅館の2階木造部分から出火、30名が死亡し、44名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で防火管理者である有限会社池の坊満月城の代表取締役が業務上過失致死傷罪で起訴され、禁錮2年(執行猶予2年)の判決となった。
刑事事件判例	磐梯熱海盤光ホテル火災事件第一審判決(業務上過失致死傷被告事件)	昭和50年3月29日	福島地方裁判所郡山支部	ホテル火災につき防火管理者に業務上過失致死傷罪が認められた事例	昭和44年2月5日午後9時頃、福島県郡山市の「磐光ホテル」の磐光パラダイス1階大宴会場の控室において、ダンサーらが金粉ショーの準備中、松明にベンジンを浸み込ませる作業をしていた際、燃焼中の石油ストーブの火が燃え移って火災となり、宿泊客ら31名が死亡し、多数の負傷者を出す火災事故となった。 この火災事故で管理権原者として磐梯観光株式会社の管理部長、防火管理者の総務部長が業務上過失致死傷罪で起訴され、防火管理者の総務部長は、禁錮2年(執行猶予2年)の有罪判決、同管理部長は無罪の判決となった。
	控訴審判決	昭和53年1月24日	仙台高等裁判所	ホテル火災につき防火管理者に業務上過失致死傷罪が認められた事例	本件は、昭和44年2月5日午後9時頃、福島県郡山市の「磐光ホテル」の磐光パラダイス1階大宴会場の控室において、ダンサーらが金粉ショーの準備中、松明にベンジンを浸み込ませる作業をしていた際、燃焼中の石油ストーブの火が燃え移って火災となり、宿泊客ら31名が死亡し、多数の負傷者を出した業務上過失致死傷被告事件の控訴審判決である。 防火管理者の総務部長は、一審判決を不服として控訴した結果、棄却の判決となった。
刑事事件判例	椿グランドホテル火災事件判決(業務上過失致死傷事件、消防法違反被告事件)	昭和51年3月30日	和歌山地方裁判所	ホテル火災につき防火管理者以外の経営責任者である代表取締役に業務上過失責任を認めた事例	昭和47年2月25日午前6時頃、和歌山県白浜町の「椿グランドホテル」の中央館3階の宴会場紀州の間配膳室付近から出火、宿泊客ら3名が死亡し、4名が負傷する火災事故となった。 この火災事故で株式会社椿グランドホテルの代表取締役が業務上過失致死傷罪、消防法違反罪で起訴され、禁錮10月(執行猶予2年)及び罰金10万円の判決となった。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
刑事事件判例	措置命令違反等被告事件	昭和50年12月26日	甲府地方裁判所	人名危険のある鉄骨造8階建物品販売店舗の関係者が消防法第5条の使用禁止命令に従わなかったため処罰された事例	建築同意を受けていない鉄骨造8階建物品販売店舗について、火災の予防上必要がありかつ火災が発生したならば、人命危険があるとして同建築物の使用禁止命令を発動したが、同命令の猶予期間が経過した後も使用していたことから、所轄消防長が消防法第5条命令違反として同物品販売店舗の関係者を告発、懲役6月(執行猶予3年)の判決となった。
刑事事件判例	措置命令違反等被告事件	昭和48年4月10日	大阪地方裁判所	人名危険のある木造3階建共同住宅の関係者が消防法第5条の使用禁止命令に従わなかったため処罰された事例	建築主事の確認を受けない木造3階建共同住宅について、火災が発生したならば、人命危険があるとして3階以上の居室を使用し、又は使用させてはならない旨の命令を発動したが、同命令の猶予期間が経過した後も居室として使用させていたことから、所轄消防署長が消防法第5条命令違反として同共同住宅の関係者を告発、懲役4月(執行猶予2年)及び罰金3万円の判決となった。
刑事事件判例	国鉄京都駅火災事件上告審判決(業務上失火被告事件)【第一審及び第二審判例の抜粋を含む】	昭和33年7月25日	最高裁判所第二小法廷	刑法第117条の2前段の業務上失火罪における「業務」の意義	本件は、昭和25年11月18日午前4時15分頃、国有鉄道京都駅旧本屋の階上の食堂の更衣室における電気アイロンの通電状態のままの放置による過熱により出火、旧本屋3,828㎡を焼失した業務上失火事件の上告審判決である。 夜警業務従事者は、控訴審の判決を不服として上告した結果、棄却の判決となった。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
行政事件判例	使用禁止命令取消審査請求事件	昭和60年10月7日	市長	処分庁が審査請求人に対して行った使用禁止命令の取消審査請求がなされた事件	審査請求人が所有する特別養護院には、消防法第17条第1項の規定に基づく消防用設備等の設置義務があり、再三にわたる消防署の指導にもかかわらずこれを設置しないため、消防長が、消防用設備等の設置命令を発したが、履行期限を経過しても設置しないため、消防法第5条の規定に基づき使用禁止命令を発動した。同処分を不服として、市長に対し使用禁止命令取消審査請求をした。 この結果、市長は、審査請求を棄却した。
行政事件判例	不作為違法確認請求事件	昭和50年9月12日	神戸地方裁判所	消防法第11条第2項の危険物取扱所変更許可処分につき、隣接住民の同意書を提出すべき旨の附款が違法とされた事例	危険物給油取扱所の変更許可申請に対し、市長が後に近隣住民の同意書を提出する旨の念書を提出させたうえで、変更許可書及びその写しを作成し、写しを交付した。その後同意書を求められたため、既に変更許可処分は存在し、効力を有していること、近隣住民の同意書を提出する義務はないことの確認を求めるとともに変更許可申請以後に行われた設置許可申請について同意書不提出として許可処分しない不作為について違法の確認を求めた。 その結果、原告に対してなした変更許可処分は存在し、効力を有し、近隣住民の同意書を提出する義務は存在しないと確認された。また設置許可申請に対し何らかの処分をしないのは違法であると確認された。
	控訴審判決	昭和52年10月28日	大阪高等裁判所	消防法第11条第2項の危険物取扱所変更許可処分に付された、隣接住民の同意書を提出すべき旨の附款が違法とされた事例	危険物給油取扱所の変更許可申請に対し、市長が後に近隣住民の同意書を提出する旨の念書を提出させたうえで、変更許可書及びその写しを作成し、写しを交付した。その後同意書を求められたため、既に変更許可処分は存在し、効力を有していること、近隣住民の同意書を提出する義務はないことの違法確認を求めると共に変更許可申請後に行われた設置許可申請について同意書不提出により許可処分しない不作為について違法の確認を求めた。 第一審では、変更許可処分に効力があること、同意書の提出義務がないことが確認され、設置許可申請に対する処分の留保は違法であると確認された。この判決を不服として、市長は、給油取扱所の場合、施設自体は「技術上の基準」に適合しているも、近隣住民の生活環境や農業水利等に与える影響は大きい場合があるため、その設置、変更の許可処分にあたり、必要な附款を付することは許されなければならない、変更許可処分に付された附款は、条例に根拠を有し有効であるとして控訴した。 その結果、本件は消防法上の許可であり主張の法的解釈が許されないとして棄却された。
	請求事件	昭和57年7月15日	最高裁判所第一小法廷	消防法第11条第1項の規定に基づく給油取扱所変更許可処分が行政処分として有効に成立しないとされた事例 消防法第11条第1項の規定に基づく給油取扱所変更許可処分を前提とする灯油等専用一般取扱所設置許可申請にかかる行政庁の不作為の違法確認の訴えが、変更許可処分の不存在を理由として却下された事例 消防法第11条第1項の規定に基づく給油取扱所変更許可処分につき隣接住民の同意書を提出する義務の不存在確認の訴えが変更許可処分の不存在を理由として却下された事例	危険物給油取扱所の変更許可申請に対し、市長が後に近隣住民の同意書を提出する旨の念書を提出させたうえで、変更許可書及びその写しを作成し、写しを交付した。その後同意書を求められたため既に変更許可処分は存在し、効力を有していること、近隣住民の同意書を提出する義務はないことの違法確認を求めると共に変更許可申請後に行われた設置許可申請について同意書不提出により許可処分しない不作為について違法の確認を求めた。第一審では、変更許可処分に効力があること、同意書の提出義務がないことが確認され、設置許可申請に対する処分の留保は違法であるとされた。控訴審では、市長の主張する法的解釈は許されないとして棄却された。 市長は、この判決を不服として上告した。 その結果、①許可処分そのものは隣接住民の同意書の提出をまっけて行うこととされ、その後状態に変動がない以上、有効な許可処分は存在していないという他はなく、本件変更許可処分の存在及びその効力の確認を求める部分は理由がない。②変更許可処分自体が存在しないことから、違法確認と求める訴えの利益はなく、不適法として却下すべきものである。③許可処分自体が存在しないことは、同意書の提出する義務が存在しないことの確認を求める訴えも利益はなく却下を免れないとして原判決を破棄し第一審判決を取消しかつ確認請求を棄却した。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
行政事件判例	異議申立却下決定取消等請求事件	昭和57年7月15日	大阪高等裁判所	都道府県知事は、市町村の都市計画決定に関し、行政不服審査法第5条第1項第1号にいう「上級行政庁」に当たらないとした事例	知事に提出された市の決定した都市計画に対する審査請求書は、知事は市の上級行政庁でないとして、それを市に対する異議申立書と判断して市へ送付した処分及びこれを受けて市が異議申立てを却下した処分を違法として、これらの取消しを求めた。 第一審では、市の都市計画の決定について、知事は行政不服審査法第5条第1項第1号にいう「上級行政庁」に当たらないとした。この判決を不服としてとして原告が控訴した。 その結果、知事は、市の都市計画の決定に関して「上級行政庁」ではなく、また決定に関し審査請求をなす旨の法律の定めもないから、審査庁にはなり得ず、審査請求書を送付した知事の措置は妥当で、審査請求に対する却下処分と認められない。また、市が異議申立てとして審理したうえで却下した処分も適法であり、棄却決定を取消すべき理由はないとして棄却した。
行政事件判例	消防用設備等設置命令取消審査請求事件	昭和53年4月12日	消防長	処分庁が審査請求人に対して行ったスプリンクラー設備設置命令の取消審査請求がなされた事件	消防法の改正により、スプリンクラー設備を設置する義務がある事業所がスプリンクラー設備を設置しなかったため、消防署長が設置命令を発したが事業主は同処分を不服として消防長に対し、設置命令の取消しを求める審査請求を行ったもの。 この結果、消防長は、審査請求を棄却した。
行政事件判例	消防用設備等設置命令取消請求事件	昭和56年4月1日	東京地方裁判所	処分庁が原告に対しなしたスプリンクラー設備設置命令の取消請求がなされた事件	消防法改正により、スプリンクラー設備を設置する義務があるのに設置しなかったため、消防署長から設置するよう命令されたことから、同処分を不服として、消防長に対し、処分の取消しを求める審査請求をしたが棄却された。 そのため、改正消防法の規定は、違憲であるとして、消防署長が行った設置命令の取消しを求めたが、原告から命令を履行する意思があり「取り下げ書」が提出され訴訟が終了した。
行政事件判例	異議申立却下決定取消等請求事件	昭和55年10月31日	神戸地方裁判所	行政不服審査法第5条第1項第1号にいう「上級行政庁」の当たるとの要件 都道府県知事は、市町村の都市計画決定に関し、行政不服審査法第5条第1項第1号にいう「上級行政庁」に当たらないとした事例	知事に提出された市の決定した都市計画に対する審査請求書は、知事は市の上級行政官庁でないとして、それを市に対する異議申立書と判断して市へ送付した処分及びこれを受けて市が異議申立てを却下した処分を違法として、これらの取消しを求めた。 この結果、知事は、都市計画決定について、行政不服審査法第5条にいう「上級行政庁」には該当せず、知事に審査請求をすることはできない。また、知事がした送付行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分とはいえないとして棄却された。
行政事件判例	差押処分取消請求事件	昭和54年7月20日	最高裁判所第一小法廷	権限委任の場合における受任行政庁のした行政処分の取消を求める訴えの被告適格	知事の権限の委任を受けた府税事務所長が、滞納を理由に行った差押処分の取消しを求めたもの。第一審及び控訴審で却下されたことを不服として上告した。 この結果、差押処分は、府税事務所長が委任を受けた権限に基づいて行ったものであるから、処分の取消しを求める訴えは同事務所長を被告とすべきであると、棄却された。

判例分類	判例名	判決年月日	裁判所名	判 示 事 項	事 件 の 概 要
行政事件判例	行政処分取消等請求事件	昭和54年4月16日	長崎地方裁判所	<p>危険物の規制に関する政令第3条に基づき屋内給油取扱所として設置の許可を受けた施設につき、これを屋外給油取扱所とする等の変更を加えて工事を完成させたが、変更についての許可を得ていない場合において、市長の消防法第11条第5項に基づく完成検査済証を交付しない処分が適法とされた事例</p> <p>屋外給油取扱所への変更許可申請者が取扱所に隣接するLPGガススタンドとの間に設置した塼は、危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号の設置基準に適合していないとして申請を不許可にした処分が適法とされた事例</p>	<p>本件原告は、設置許可に基づき給油取扱所の建設に着工したが、許可内容と異なる工事をする必要が生じたことから、変更許可申請するとともに工事を続行した。その後、完成検査を受けたが許可内容のとおり完成されていないために、完成検査済証が交付されず、また変更許可申請については、技術基準に適合していないために不許可処分となったため、本処分が違法であるとして、処分の取消しと精神的苦痛を蒙ったとして慰謝料の請求を求めた。</p> <p>その結果、完成検査済証不交付及び変更許可申請に対する不許可処分は、適法であるとされ請求はいずれも棄却された。</p>
行政事件判例	裁決取消並びに審査請求棄却処分取消請求上告事件	昭和48年6月21日	最高裁判所第一小法廷	<p>審査請求期間経過後の審査請求に対し、実体審理の上になされた棄却の裁決は、恩給法15条ノ2の「審査請求ニ対スル裁決」に当たるか。</p>	<p>恩給裁定の異議申立ての決定を不服として、審査請求期間を経過した後に同裁決の取消しを求めた審査請求に対して、審理を行い裁決が下された。この裁決も不服として、また、異議申立ての決定書に審査請求期間の教示がなかったことから、同期間を経過したことの不利益を課すことはできないとして、裁決の取消しを求めるとともに恩給裁定の取り消しを求めた。</p> <p>第一審及び控訴審ともに、審査請求期間を経過した審査請求に対して実質的に判断を下したことは違法であり、この審査請求は適法でないとして却下した。この判決を不服として上告した。</p> <p>その結果、審査請求が法定の期間を経過した後に行われた不適法なものである場合、本来、裁決において却下を免れないものであり、この請求に対し審理したうえで行った裁決は、「審査請求ニ対スル裁決」に当たらないとして棄却した。</p>
行政事件判例	更正処分取消等請求事件	昭和45年2月25日	大阪地方裁判所	<p>審査裁決庁は行政訴訟の出訴期間の教示義務があるか</p>	<p>審査請求に対する裁決の内容に、所得を過大に認定した違法があるとして裁決書の送付後3ヶ月以上経過した後に更正処分の取消しについて提訴した。また、裁決書には、行政訴訟の出訴期間が教示なされていなかったことから、出訴期間が経過したことを知らずにした提訴は、適法であると主張した。</p> <p>この結果、行政事件訴訟の管轄裁判所や出訴機関等について教示すべき法律上の義務はないとして却下した。</p>
行政事件判例	行政処分取消請求事件	昭和36年7月14日	青森地方裁判所	<p>甲行政庁の委任に基づき乙行政庁のした処分に対する不服申し立てすべき行政庁</p>	<p>知事から県税の賦課徴収に関する権限の委任を受けていた県税事務所長が行った不動産に対する差押処分及び同処分に対する異議申立てへの決定は違法であるとして、同処分及び原告の異議申立てを棄却した決定の取消を求めた。</p> <p>その結果、知事から委任を受けて、実際に本件行政処分をした県税事務所長を相手方として異議申立てをし、訴えを提起すべきであり、知事は当事者適格を欠くとして却下された。</p>